

（別紙１）貸付限度額一覧

（令和７年4月1日）

資金種類	母子 家庭の 母	母子 家庭の 児童	父子 家庭の 父	父子 家庭の 児童	寡婦	寡婦が 扶養 する子	父母の ない 児童	母子・ 父子 団体	貸付対象等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限 (据置期間経過後)	利率
始 事 資 業 金 開	○		○		○			○	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	3,580,000円		1 年	7 年以内	（保証人有）無利子 （保証人無）年1.0%
続 事 資 業 金 継	○		○		○			○	現在営んでいる事業（母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	5,370,000円 母子・父子団体の場合		6ヶ月	7 年以内	（保証人有）無利子 （保証人無）年1.0%
修 学 資 金		○		○		○	○		高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等（大学等に就学させる場合には、課外活動費、自宅外通学において係る経費、保健衛生費等を含む。）に必要な資金	別表１及び別表２の通り （注１）高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、所定の額に児童扶養手当の額を加算した額。 （注２）日本学生支援機構法第17条の２第１項に規定する学資支給金の支給又は大学等修学支援法第４条第１項の規定による授業料の減免を受けることができる場合の限度額については、所定の額から当該支援の額に相当する額を控除した額とする。 （注３）日本学生支援機構法第17条の２第１項に規定する学資支給金の支給又は大学等修学支援法第４条第１項の規定による授業料若しくは入学金の減免を受けた場合、その相当額について当該支給又は減免を受けた日から６ヶ月以内の償還義務あり。	就学期間中	当該学校卒業後 6ヶ月	2 0 年以内 （専修学校（一般課程）5 年以内）	無利子 ※親に貸付ける場合、児童を連帯借受人とする（連帯保証人は不要）。 ※児童に貸付ける場合、親等を連帯保証人とする。
技 能 金 習 得	○		○		○				自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（例：訪問介護員（ホームヘルパー）、ワープロ、パソコン、栄養士等）	【一般】 月額 68,000円 【特別】 一括 816,000円 自動車運転免許を取得する場合 460,000円	知識技能を習得する期間中 5 年をこえない範囲内	知識技能習得後 1 年	2 0 年以内	（保証人有）無利子 （保証人無）年1.0%
修 業 資 金		○		○		○	○		事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 高校3年時在学時に就職を希望する児童又は子が自動車運転免許を取得する場合 460,000円 (注)修業施設で知識、技能を習得するの児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	知識技能を習得する期間中 5 年をこえない範囲内	知識技能習得後 1 年	2 0 年以内	※修学資金と同様
就 職 支 度 資 金	○	○	○	○	○		○		就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	【一般】 110,000円 【特別】 通勤のための自動車購入の場合 340,000円		1 年	6 年以内	※親に貸付ける場合 （保証人有）無利子 （保証人無）年1.0% ※児童に貸付ける場合 無利子（親等を連帯保証人とする）

（別紙１）貸付限度額一覧

（令和７年4月1日）

資金種類	母子 家庭の 母	母子 家庭の 児童	父子 家庭の 父	父子 家庭の 児童	寡婦	寡婦が 扶養 する子	父母の ない 児童	母子・ 父子 団体	貸付対象等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限 （据置期間経過後）	利率	
医 療 金 介 護	○	○	○	○	○				医療（当該医療を受ける期間が１年以内と見込まれる場合に限る）を受けるために必要な資金	【医療一般】 340,000円		医療又は介護終了後６ヶ月	５年以内	（保証人有）無利子 （保証人無）年1.0％	
								【医療特別】 特に経済的に困難な事情にある場合	480,000円						
	○		○		○				介護（当該は介護を受ける期間が１年以内と見込まれる場合に限る）を受けるために必要な資金	【介護】 500,000円					
生 活 資 金	○		○		○				知識技能を習得している間の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	月額 141,000円	知識技能を習得する期間中５年以内	知識技能習得期間満了後 ６ヶ月	（技能習得）２０年以内	（保証人有）無利子 （保証人無）年1.0％ ※養育費取得のための裁判費用の場合（12月相当）は、保証人無の場合も48万円以内は無利子（生活安定貸付期間に係る貸付けの無利子範囲額の累計が96万円を超えない範囲に限る。）	
										【一括貸付け】 423,000円					
									生計中心者でない場合 月額	76,000円					
	○		○		○				医療又は介護を受けている間の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	月額 114,000円	医療又は介護を受けている期間中１年以内	医療若しくは介護期間満了後 ６ヶ月	（医療又は介護）５年以内		
										【一括貸付け】 342,000円					
									生計中心者でない場合 月額	76,000円					
	○		○						母子家庭又は父子家庭になって７年未満の者のの生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	生活安定期間中 月額	114,000円		生活安定貸付期間満了後 ６ヶ月		（生活安定貸付）８年以内
											【一括貸付け】 342,000円				
										（総額 2,736,000円以内）					
										生計中心者でない場合 月額	76,000円				
									養育費取得のための裁判費用の場合（12月相当）	1,368,000円					
	○		○		○					失業している期間中離職の日から一年を超えない範囲の間の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	月額 114,000円	離職した日の翌日から１年以内	失業貸付期間満了後６ヶ月		（失業）５年以内
										【一括貸付け】 342,000円					
生計中心者でない場合 月額										76,000円					
○		○						児童扶養手当受給相当まで収入が減少した者の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金（児童扶養手当を受給している者は除く）	児童扶養手当の支給額 月額	46,690円	原則３か月以内	貸付期間満了後６ヶ月	１０年以内		
資 住 宅	○		○		○				住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円		６ヶ月	６年以内 （特別） ７年以内	（保証人有）無利子 （保証人無）年1.0％	
									災害等による増改築及び住宅建設・購入の場合	2,000,000円					
資 転 宅	○		○		○				住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	260,000円		６ヶ月	３年以内	（保証人有）無利子 （保証人無）年1.0％	

資金種類	母子 家庭の 母	母子 家庭の 児童	父子 家庭の 父	父子 家庭の 児童	寡婦	寡婦が 扶養 する子	父母の ない 児童	母子・ 父子 団体	貸付対象等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限 （据置期間経過後）	利率	
就学 支度 資金		○		○		○	○		就学、修業するために直接に必要な被服等の購入に必要な資金及び大学等受験料	小学校（所得税非課税世帯）		中学校卒業後 6 ヶ月	20年以内 （専修学校（一般課程） 5 年以内）	※修学資金と同様	
										64,300円					
										中学校（所得税非課税世帯）					当該学校卒業後 6 ヶ月
										81,000円					
										国公立の高等学校又は専修学校（高等課程、一般課程）、私立の専修学校（一般課程）					
										自宅から通学するもの					
										自宅外から通学するもの					
										私立の高等学校又は専修学校（高等課程）					
										自宅から通学するもの					
										自宅外から通学するもの					
										国公立の大学、短期大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程）					
										自宅から通学するもの					
										自宅外から通学するもの					
										私立の大学、短期大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程）					
										自宅から通学するもの					
										自宅外から通学するもの					
										修業施設		知識技能習得後6ヶ月			5 年以内
										中学校卒業者が当該施設に入所する場合					
										自宅から通学するもの					
										自宅外から通学するもの					
										高等学校卒業者が当該施設に入所する場合					
										自宅から通学するもの					
										自宅外から通学するもの					
										（注 1）大学等修学支援法第 4 条第 1 項の規定による入学金の減免を受けることができる場合の限度額については、所定の額から当該減免の額に相当する額を控除した額とする。					
										（注 2）日本学生支援機構法第17条の 2 第 1 項に規定する学資支給金の支給又は大学等修学支援法第 4 条第 1 項の規定による授業料若しくは入学金の減免を受けた場合、その相当額について当該支給又は減免を受けた日から 6 ヶ月以内の償還義務あり。					
資 結 金 婚	○		○		○			母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する 2 0 歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	330,000円		6 ヶ月	5 年以内	（保証人有）無利子 （保証人無）年1.0%		